

実施要領等に関する質問に対する回答 (Chrome)

秋田県教育情報化推進協議会

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
1	【資料2】 仕様書 【別紙3】 賃貸借機器構成等明細書	9. 納入条件 (8) 特例 納入期限 賃貸借期間	自治体指定の設置・据え付けを実施する場合、実施事業者が企画提案事業者（共同企業体の場合はその構成員）と同一の場合、【別紙3】に記載の納入期限については記載の賃貸借期間の開始日に間に合う範囲で当該自治体と協議・変更することは可能か？	9. (8) における、自治体指定の事業者による設置・据え付けについては、本仕様書の対象外となり、その実施期間については自治体指定の事業者と自治体との協議になります。
2	【資料2】 仕様書	12. その他 (4) 機器の返却・回収	賃貸借期間満了後の機器の返還または機器譲渡については、賃貸借料の計算に影響するため、自治体毎の賃貸借期間満了後の取扱を示していただきたい	12. (4) のとおり、賃貸借期間満了後、機器は速やかに返還することになります。自治体において譲渡の希望がある場合は自治体と事業者との協議になります。